

山梨県立フラワーセンター
指定管理者募集要項

平成20年6月

山 梨 県 農 政 部

目 次

1	公募する施設の概要等	1
2	管理運営の基本方針	1
3	指定管理者が行う管理の基準	1
4	指定管理者が行う業務の範囲等	2
5	指定管理者の指定期間	5
6	利用料金収入	5
7	レストラン、売店等における販売収入	5
8	指定管理者の業務にかかる経費	5
9	応募者の資格等	5
10	応募書類	6
11	応募の手続き	7
12	指定管理者の候補者の選定	8
13	指定管理者の候補者選定後の手続き等	10
14	指定管理者の指定	11
15	事業実施状況の確認・評価	11
16	事業の継続が困難になった場合の措置	11
17	留意事項	12
18	問い合わせ先	12
	(様式)	
	様式 1 (指定申請書)	13
	添付資料一覧表	14
	様式 1 - 2 (グループ構成員表)	15
	様式 2 (事業計画書)	16 ~ 26
	様式 3 (収支計画書)	27
	様式 4 (実施体制表)	28
	様式 5 (グループ応募における各団体の役割、責任分担に関する事項)	29
	様式 6 (団体の概要)	30
	様式 7 (辞退届)	31
	様式 8 (業務説明会及び現地見学会の参加申込書)	32
	様式 9 (募集に関する質問書)	33
	(添付資料)	
	資料 1 (山梨県立フラワーセンター施設概要)	34
	資料 2 (フラワーセンター管理エリア図)	38
	資料 3 (平成 17 年度、18 年度、19 年度入園者数及び収支実績)	39
	資料 4 (平成 17 年度植栽・飾花実績)	42

山梨県立フラワーセンター指定管理者募集要項

山梨県立フラワーセンター（以下、「フラワーセンター」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例（平成10年山梨県条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集します。

1 公募する施設の概要等

- (1) 名称 山梨県立フラワーセンター
- (2) 所在地 山梨県北杜市明野町浅尾2471番地
- (3) 施設の沿革 平成10年4月 開館
平成18年4月 指定管理者による管理委託開始
- (4) 施設の範囲
 - 敷地面積 約10ヘクタール
 - 建築面積 3,367㎡
 - 延床面積 3,681㎡
 - 構造 鉄筋コンクリート造り（一部鉄骨造り）
地上1階、地上1階・地下1階、地上2階・地下1階、地上3階・地下1階

施設・設備の内容

- ・センタープラザ（建物施設）
- ・ガーデンエリア（花壇、芝生広場、屋外トイレなど）
- ・園外エリア（駐車場、屋外トイレ、直売所、アプローチ道路など）

詳細は、別添「山梨県立フラワーセンター施設概要【資料1】」、「フラワーセンター管理エリア図【資料2】」を参照してください。

2 管理運営の基本方針

指定管理者は、以下の基本方針に基づいて業務を行うこととします。

県民に花とふれあう機会と自然に親しむ場を提供するとともに、花き生産の振興に資する。

3 指定管理者が行う管理の基準

管理運営を行うにあたっての基本的事項は次のとおりです。

(1) 休園日

条例第6条の規定に基づき、次のとおりとします。

ア 毎週火曜日（この日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下、「休日」という。）である場合を除く。）

イ 12月28日から翌年の1月1日までの日

条例第6条第1項の規定に基づき、にかかわらず、次の日は開園する必要があります。

ア 1月2日・3日、4月30日から5月5日までの日及び8月13日から16日までの日

イ 県民の日条例（昭和61年山梨県条例第1号）第5条により使用料を免除する施設として指定された場合

ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休園日に開園し、又は休園日以外の日に休園することができます。

（2）開園時間

条例第7条の規定に基づき、次のとおりとします。

4月、9月、10月 午前9時から午後5時

5月から8月 午前9時から午後6時

11月から3月 午前9時から午後4時

ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、開園時間を変更することができます。

（3）個人情報の取り扱い

指定管理者は、管理運営を通じて取得した個人に関する情報を保護するため、別途締結する協定で定める措置を講ずる必要があります。

（4）情報公開

管理業務を通して取り扱う文書（電子データ、写真等を含む。）については、別途締結する協定で定める措置を講ずる必要があります。

（5）関係法令等の遵守

指定管理者は、フラワーセンターの管理運営業務を行うにあたっては、関係法令、関係条例等を遵守する必要があります。

（地方自治法、労働基準法、消防法、水道法、浄化槽法、建築基準法、食品衛生法、山梨県食品衛生法施行条例、山梨県個人情報保護条例、山梨県情報公開条例、山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例 等）

4 指定管理者が行う業務の範囲等

（1）業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとします。

条例第4条第1号に基づく利用の承認に関する業務

条例第4条第2号に基づく施設及び設備器具の維持保全に関する業務

条例第4条第3号に基づく花きの植栽、展示及び提供に関する業務

条例第4条第4号に基づく花きに関する講習会及び催しの実施に関する業務

フラワーセンター内のレストラン、フラワーマーケット（売店）及び直売所の運営に関する業務

前各号に掲げるものの他、知事が必要と認める業務

詳細については、別添の「管理運営業務の内容及び基準」を参照してください。
 なお、部分的な業務の再委託については、他の事業者へ委託できるものとします。

(2) 指定管理者と山梨県の責任分担

指定管理者と県の責任分担は、次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県が協議して定めることとします。

責任分担表

項 目		指定管理者	県
フラワーセンターの管理運営 (施設の利用、案内、警備、苦情対応、安全衛生管理等)			
フラワーセンターの維持管理 (施設保守点検、設備の法定点検等、清掃、光熱水道費等の支出、消耗品管理、植木等の管理等)			
物価変動	人件費、物品等物価変動に伴う経費の増		
	著しい場合		
金利変動	金利変動に伴う経費の増		
	著しい場合		
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		
施設周辺住民及び施設利用者への対応	施設の管理運営に対する住民及び施設利用者からの苦情や要望への対応		
	上記に関する指導		
不可抗力	不可抗力(地震、落雷、暴風雨、洪水、戦争、テロ、暴動その他県及び指定管理者の責めに帰することのできない事由(第三者の行為も含む))の発生に起因する施設、設備の修復による経費の増加及び業務履行不能		
施設、設備の維持管理	修繕 (機能維持)	1件60万円未満	
		1件60万円以上	
	整備・改修 (資産増加)	指定管理者が希望する場合	
		上記以外の場合	
備品の維持管理	修繕	1件60万円未満	
		1件60万円以上	
	更新	指定管理者が希望する場合	
		上記以外の場合	

	新規購入	指定管理者が希望する場合		
		上記以外の場合		
政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務の内容を変更を余儀なくされた場合の経費の増			
利用者や第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠った場合			
	上記以外の場合			
保険の付与	施設の火災保険			
	施設賠償責任保険			
	自動車保険			
	飲食営業における賠償保険			
災害時対応	待機体制の確保、被害調査、報告、応急処置等			
	指示等			
災害復旧（復旧工事）				
事故・災害等による施設等の修繕	指定管理者として注意義務を怠った場合			
	上記以外の場合			
総括的管理責任				

（注）各項目の区分に応じ、 が責任を負う。

指定管理者の故意・過失、協定書・契約書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入・修繕等を行う。

指定管理者が施設・設備の改修等を行った場合、指定管理者は当該資産の所有権の放棄又は原状復帰する。

指定管理者が購入した備品については、原則として指定管理者に帰属する。利用者に係る保険は、次のとおり指定管理者が加入するものとする。

ア 施設賠償責任保険

県と指定管理者双方が被保険者となる保険とする。

- ・対人賠償：1名につき1億円以上（1事故につき3億円以上）
- ・対物賠償：1事故につき（1億円以上）

イ 自動車保険

（ア）自家用小型貨物（1台）

- ・対人賠償：無制限
- ・対物賠償：無制限
- ・人身障害：5千万円、搭乗者1千万円

（イ）自家用軽四貨物（1台）

- ・対人賠償：無制限

- ・対物賠償：無制限
- ・人身障害：5千万円、搭乗者1千万円

ウ 食品営業賠償共済等飲食営業を行うにあたっての賠償保険

5 指定管理者の指定期間

指定期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間を予定しています。この期間は、平成20年12月山梨県議会の議決後、正式に指定期間となります。

6 利用料金収入

フラワーセンターを利用する者が納付する入園料（以下「利用料金」という。）は指定管理者の収入となります。

なお、利用料金の額は、条例で定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定めます。

7 レストラン、売店等における収入

レストラン、売店等における収入は、指定管理者の収入となります。

8 指定管理者の業務にかかる経費

フラワーセンターの業務にかかるすべての経費は、利用料金及びレストラン、売店、その他の収入をもって充てるものとし、県から委託料は支払いません。

なお、過去3カ年のフラワーセンターにおける入園者数、収入及び支出額等の内容は、「平成17年度、18年度、19年度入園者数及び収支実績【資料3】」に示しましたので、応募時の参考にしてください。

9 応募者の資格等

- (1) 応募者の資格は、山梨県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体であって、次のいずれにも該当しないものとします。

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの

山梨県から指名停止措置を受けているもの

県税、法人税、消費税等を滞納しているもの

会社更生法、民事再生法等による手続きを行っているもの

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等

- (2) 複数の団体がグループを構成して応募する場合（以下「グループ応募」という。）は、代表団体を定めてください。

この場合、代表団体は、山梨県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体で、グループにおける責任割合が最大であることが必要です。

- (3) 単独で応募した団体は、グループ応募の構成員となることはできません。また、グループ応募の構成員である団体が他のグループ応募の構成員となることもできま

せん。

10 応募書類

(1) 指定申請書(様式1)

(2) 事業計画書(様式2、様式2-1、様式2-2)

管理運営にあたっての基本方針

条例に規定する設置目的に沿って、フラワーセンターの機能を効果的に発揮するための運営方針、サービス提供、効率的な施設等の考え方について記載してください。

中期計画に関する事項

指定期間全体における管理運営、収支に関する計画について記載してください。

管理運営の内容に関する事項

「管理運営業務の内容及び基準」に従って実施する事業及び施設の管理手法の具体的内容を記載してください。

ア 施設の利用促進

- ・集客、広報宣伝等の具体的手法と期待される効果
- ・施設の適正かつ効率的な利用方法

イ 利用施設の運営

- ・休園日、開園時間、利用料金の設定、考え方
- ・利用者サービスや効率的な管理運営に結びつくレストラン・売店の運営
- ・利用者や近隣住民等からの苦情やトラブルへの対応方法

ウ サービスの向上

(植栽)

- ・植栽についての考え方、主要花壇(パノラマ花壇、富士山花壇、鑑賞温室)及びその他の花壇の活用方法
- ・植栽計画(花壇毎の花の種類、数量、時期、県産花きの使用割合)

(講習会や催し)

- ・花に関する講習会及び催し(イベント、コンクール、展示会、体験教室)の実施についての考え方
- ・年間計画(具体的な実施時期、場所、対象者、内容、料金等)

(その他知事が必要と認める業務)

- ・その他知事が必要と認める業務についての考え方
- ・年間計画(具体的な実施時期、場所、対象者、内容、料金等)

エ 施設・花壇等の維持管理

- ・施設、花壇等の維持管理全般についての考え方、設備の保守管理計画、備品、緑地、清掃、衛生等の管理計画、外部委託の予定

オ 保守・リスクの対応

- ・安全管理体制、事故発生時の対応、非難誘導體制、防災訓練の計画、災害時の対応についての考え方

カ 経営の管理

- ・人員の確保、人材育成等の組織管理、個人情報取り扱い等情報管理につ

いての考え方

(3) 収支計画書(様式3)

年度毎に収支計画を作成してください。また、具体的な積算内訳を添付してください。

(4) 実施体制表(様式4)

フラワーセンターを運営していく上での組織図を示してください。

また、組織図の記載された職員全ての雇用関係、勤務体制(勤務時間、休日設定など)を明示してください。

(5) グループ応募における各団体の役割、責任分担に関する事項(様式5)

(6) 付属書類

団体の概要・類似する事業の実績に関する書類(様式6)

定款又は寄付行為(法人以外の団体にあつてはこれに類するもの)

法人の登記事項証明書(あるいは登記簿謄本)及び印鑑証明書(3ヶ月以内に取得したもの)

役員の名簿及び履歴書

事業(営業)報告書(過去3事業年度分)

貸借対照表、損益計算書(又は収支計算書)(過去3事業年度分)

直近1年間の県税、法人税、消費税の滞納がない証明

その他参考となる資料を添付することも差し支えない。

(7) 提出部数 10部(正本1部、副本9部)

(8) 留意事項

応募一団体又は一グループにつき、申請は一件とします。

グループ応募の場合には、構成員ごとに(6)の付属書類を作成してください。

提出された書類に虚偽又は不正があつた場合は失格とします。

提出された書類の内容を変更することはできません。

提出された書類は返却しません。

応募に関して必要となる経費は応募者の負担とします。

指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式7)を提出してください。

11 応募の手続き

応募手続き及びスケジュール等は、次のとおりです。

(1) 応募書類の提出方法

応募書類の提出は持参とします。

(2) 応募書類の提出場所

山梨県農政部花き農水産課

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 県民会館8階

(3) スケジュール

月 日	内 容
6月20日(金)～8月27日(水)	募集要項の配布
7月 8日(火)	業務説明会及び現地見学会

7月10日(木)～7月30日(水)	募集に関する質問書の受付
7月10日(木)～8月6日(水)	質問に対する回答
8月21日(木)～8月27日(水)	応募書類の受付
8月28日(木)～8月29日(金)	応募書類の補正

(4) 留意事項

応募書類の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。

「フラワーセンター管理エリア図【資料2】」のカラー版は、花き農水産課に準備してあります。

応募者は、可能な限り業務説明会及び現地見学会に参加してください。

この場合、前日までに参加申込書(様式8)を提出してください。郵送、ファックス、メールも可とします。

募集に関する質問は質問書(様式9)により行ってください。

郵送、ファックス、メールも可とします。なお、電話、口頭による質問は受け付けません。

質問に対する回答等、募集に関することは花き農水産課のホームページに掲載するのでご覧ください。

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kakinosan/45714522139.html>

なお、本県の指定管理者制度全般については、行政改革推進課のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/sgyousei-s/51715190922.html>

12 指定管理者の候補者の選定

(1) 指定管理者の候補者は、条例第5条2項の規定に基づき、次の選定基準により農政部が選定します。

事業計画の内容が、フラワーセンターの効用を発揮することができるものであること。

事業計画の内容が、フラワーセンターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(2) 応募者の審査は、山梨県農政部が設置する指定管理者選定委員会が行います。なお、選定委員は以下のとおりです。

氏名	役職
秋山 信彦	東海大学海洋学部教授
磯部 芳彦	磯部公認会計士事務所代表
金谷 勉	(社)日本草地畜産種子協会常務理事
肥土 邦彦	関東学院大学工学部非常勤講師
笹本 英一	山梨県農政部次長

(3) 審査の基準(審査の項目及び審査配点)は次のとおりです。

選定基準	審査項目	配点
<p>フラワーセンターの管理運営の方針等が妥当なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営方針は、県の運営方針と合致し、求めている内容が事業計画書で提案されているか (県の運営方針が十分に理解されているか) ・収支計画は、業務内容をよく把握して作られているか(業務内容と収支計画の整合性) ・5年間の指定期間全体において、収支計画に基づく事業運営が確実にできる事業内容であるか 	<p>20</p>
<p>事業計画の内容が、フラワーセンターの効用を発揮することができるものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用方法、集客や広報宣伝等の手法は具体的に効果的であるか ・休園日や開園時間、利用料金の考え方は、利用者へのサービス向上につながるか ・利用者へのサービスや効率的な管理運営に結びつくレストランや売店の運営が考えられているか ・植栽の考え方や植栽計画は、実施基準を満たし、利用者の増加につながる創意工夫ある計画であるか ・講習会や催しの考え方や計画は、実施基準を満たし、利用者の増加やサービスの向上につながる計画であるか ・その他知事が必要と認める業務の考え方や計画は、実施基準を満たし、利用者の利便性の向上につながる計画であるか ・利用者や近隣住民等からの苦情やトラブルへの対応方法は適切か 	<p>45</p>
<p>事業計画の内容が、フラワーセンターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備器具、花壇等の維持管理の考え方や方法は、適正かつ効率的であるか ・利用者の安全に配慮した管理方法となっているか ・類似施設での施設管理や植栽管理業務の実績は十分にあるか 	<p>15</p>
<p>事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画が実現できる適正かつ機能的な組織構成となっているか ・個人情報等情報の取り扱いについては適正か ・法人・団体の財務状況は健全であるか、また、金融機関、出資者等の支援体制は十分であるか 	<p>20</p>

- (4) 審査は、提出された事業計画書等により一次審査（資格審査）を行った後、通過者について二次審査（提案内容の審査及びヒアリング等）を行います。
一次審査結果は、9月5日頃までに文書で通知します。
- (5) 選定結果の通知は、一次審査の通過者に対し10月31日頃までに文書で通知します。
- (6) 応募状況については、一次審査終了後に応募団体数を県のホームページ等で公表します。
- (7) 選定結果については、知事、農政部等による選定後、応募団体名、審査点数、審査結果、選定理由等を公表します。

13 指定管理者の候補者選定後の手続等

(1) 候補者との協議

候補者と管理運営の業務の細目について協議を行い、協議が整った場合には、この内容を仮協定（確認書）として締結します。

この場合、必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。

候補者と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった応募者を指定管理者の候補者として協議を行います。

(2) 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定に関する事項について、議会の議決を経て指定管理者として指定するとともに、指定管理者とは、基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごとに管理業務の内容等を定めた「年度協定」を締結します。

基本協定の主な内容（予定）

業務に関する基本的事項（管理業務の内容、施設の範囲、事業年度等）

遵守事項

管理業務のリスク分担に関する事項

業務計画書の提出に関する事項

定期報告事項

利用者アンケート等の実施・報告に関する事項

事業報告書の提出に関する事項

業務実施状況の確認・評価に関する事項

秘密の保持、個人情報の保護、情報公開に関する事項

管理業務の継続が困難となった場合の措置等

指定の取り消し等に関する事項

損害賠償に関する事項

施設等の引き渡し、管理業務の引き継ぎに関する事項

権利譲渡等の制限に関する事項 他

（指定管理者がグループ応募による共同事業体方式の場合は、次の事項が加わります）

構成員による権利義務の譲渡等の制限に関する事項

代表団体に係る倒産の場合による指定管理者の指定の取り消し等に関する事項

- 代表団体、構成団体変更の禁止に関する事項
- 代表団体の権限、構成員の相互間の責任分担に関する事項
- 構成員の脱退に対する措置に関する事項 他
- (複数の会社が指定管理の業務を行うために新たに会社を設立した場合)
 - 事務所の所在地、株主及びその持ち分割合等の事項を変更する場合の事前協議に関する事項
 - 新たに設立した会社の設立者以外の者に新株を発行しようとする場合、あるいは設立者が設立者以外の者に株式を譲渡しようとする場合の承認に関する事項他
 - 年度協定の主な内容(予定)
 - 管理業務の内容に関する事項 他

14 指定管理者の指定

条例第5条第2項の規定に基づき、指定管理者の候補者を平成20年12月山梨県議会の議決を経て指定管理者として指定します。

15 事業実施状況の確認・評価

- (1) 県は指定期間中の指定管理者の業務の実施状況や施設の管理状況を把握し、必要なサービス水準を確保するための確認・評価(モニタリング)を行います。
 - モニタリングの結果、管理の基準や事業計画書に記載された事項等が達成されていない場合には、県は改善措置を講ずる等の指導を行います。
- (2) モニタリングの実施方法については、「指定管理者施設のモニタリングに関するガイドライン」及び「フラワーセンターの管理運営状況に関するモニタリング実施要領」等に基づき実施します。
- (3) モニタリング結果については、県ホームページ等で公表します。

16 事業の継続が困難になった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合
 - 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、県は指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は、県に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。
 - なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。
- (2) 当事者の責めに帰すことができない事由による場合
 - 不可抗力等、本県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。
 - なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

17 留意事項

- (1) 指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しない又は協定を解除することがあります。
- (2) 新たに法人等を設立する場合には、平成20年12月山梨県議会における指定管理者の指定の議決までに、法人の登記事項証明（あるいは法人登記簿謄本）又は法務局登記官の受領証を提出してください。
- (3) 応募者は、選定委員に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格になることがあります。
- (4) 提出された応募書類は、情報公開の請求により開示する場合がありますので、ご承知のうえ応募してください。

18 問い合わせ先

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内 1-6-1 県民会館 8 階

山梨県農政部花き農水産課 花き特産担当

TEL 055(223)1612

FAX 055(223)1615

e-mail kakinousui@pref.yamanashi.lg.jp